

令和8年4月1日開設に向けた認可保育所運営事業者募集要領

令和7年3月

品川区

1. はじめに

品川区（以下、「区」という。）では令和4年度に待機児童を解消しましたが、今後も保育園の申込者数が増えると見込まれる地区を限定し、認可保育所の開設を予定しており、新規開設提案募集を行います。

なお、認可保育所の開設については「品川区児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例」（以下「条例」という。）、「品川区保育所設置認可等事務取扱要綱」（以下「要綱」という。）、その他関係法令等に定められた基準を満たすことが必要です。

2. 募集内容

（1）開設日

令和8年4月1日

（2）募集対象地域

大井1～4丁目、東大井5～6丁目、南品川5～6丁目、二葉1丁目

（3）募集件数

1か所

（4）募集施設

認可保育所

（5）定員

① 60名以上とします。

② 0歳児（原則として生後57日以降）から3歳児までの歳児別定員は、年齢が上がるごとに増やしていただきます。3歳児から5歳児までの歳児別定員については、同数でも構いません。

③ 0歳児の定員は設定しないことも認めます。

3. 応募資格

応募資格は以下のすべての項目を満たしている事業者とします。

（1）社会福祉法人、学校法人、株式会社等の法人格を有していること。

（2）要綱に規定する設置者要件を満たす事業者であること。

（3）提案時に認可保育所（公設民営園での業務委託を含む。）の運営実績が1年以上ある保育事業者であること。なお区内に運営実績がない場合、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県のいずれかで認可保育所を運営していることが望ましい。

（4）賃貸物件での開設を予定している場合は、事業提案時に計画予定地および計画予定物件の所有者等と交わした契約についての覚書または合意書の写しが提出できること。

4. 施設の要件

開設する施設は、以下のすべての項目を満たしているものとします。

（1）原則として3階以下に設置すること。

- (2) 建築基準法に基づく建築時の建築確認申請書の写し、建築確認済証の写しおよび検査済証の写し（検査済証を紛失している場合は台帳記載事項証明書）の提出が可能であること。
- (3) 施設面積、構造、設備等について、保育所として建築基準法等の建築基準法令および条例に定める保育所の設置基準に適合していること。
- (4) 耐火建築物又は準耐火建築物とすること。
- (5) 次に掲げる要件のいずれかに該当することとし、②に該当するものについては当該事実を客観的に証明する書類を提出できること。
 - ① 建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物
 - ② 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつてはI_s値0.7以上かつ、q値1.0もしくはC_tuS_d値0.3以上、木造の建築物にあつてはI_w値が1.1以上であることが確認された建築物
- (6) 騒音、不審者、シックハウス等について対策を講じること。
- (7) 2か所2方向避難経路を確保すること。原則として、2つの公道に避難できることが望ましいが、1つの公道で2か所となる場合は、2か所間が10m以上離れていること。
- (8) その他、要綱ならびに関係法令等の基準を満たすこと。

5. 運営の要件

(1) 基本開所時間

午前7時30分から午後6時30分までとします。

(2) 延長保育

基本開所時間後、午後6時30分から午後7時30分までの1時間延長保育は必須とします（0歳児を含め、開所当初から開所する毎日実施することとします）。

(3) 保育短時間認定における保育時間

午前7時30分から午後6時30分までの間で保護者の就労に応じた預かり時間としていただくことが望ましいですが、保育時間を固定し、その時間を除く基本開所時間内の預かりについて延長保育料を必要とすることも可とします。なお、保育短時間認定児童については、基本開所時間（午前7時30分から午後6時30分まで）以外の時間帯の預かりは行いません。

(4) 職員配置

① 要綱第5条の基準を満たすことが必要です。

② 上記に加え、1歳児の職員配置を5対1とするとともに、0歳児を設定する場合は、基準外職員として常勤看護師（正看護師）を1名配置してください。

③ 施設長（園長）については、あらかじめ要綱による要件を満たすことを確認してください。また、認可保育所の保育士としての実務経験が豊富な方であることが望ましいです。

- ④ 嘱託医については、各事業者にて確保してください。
- ⑤ 嘱託歯科医については、歯科医師会を通じての紹介となります。
- (5) 登降園時における制限

登降園時の保護者の車両（自転車、ベビーカーは除きます。）による送迎は、近隣住民等への迷惑となることから厳禁とします。

(6) 外部評価

- ① 東京都福祉サービス第三者評価を3年に1回以上受審し、評価結果を公表してください。
- ② 区が実施する保育内容等に関する指導検査等に協力し、その助言指導に対しては改善を図ってください。

6. 設置、運営にかかる留意事項

- (1) 施設整備工事に係る施工業者の選定は、原則一般競争入札により実施してください。指名競争入札を行いたい場合は、必要とする理由と区の事前協議が必要となります。協議と決定には時間を要しますので早めにご相談ください。
- (2) 施設の設置、開設後の運営を円滑に進めるために、事前に区に協議のうえ、必ず近隣説明を実施してください。また、常に丁寧な対応を心がけてください。
- (3) その他設置、運営等に関して、区の依頼には真摯に対応してください。

7. 応募方法

- (1) 提出書類
 - ① 設置提案書
 - ② 建物の平面図
 - ③ 土地・建物の契約に関する覚書または合意書（賃貸物件での開設を予定する場合）
- (2) 提出方法
持参またはメール
- (3) 提出先
品川区子ども未来部 保育入園調整課 保育施策推進担当
メール：hoikunyuen-shisaku@city.shinagawa.tokyo.jp

8. 選定までの手続き

(1) 応募から決定までの手続き

手続き	備考
① 事業提案	上記「応募方法」のとおりとなります。
② ヒアリング	提案後、1週間以内に次項に定める内容についてヒアリングを行います。（日程の調整のため区より連絡します。）また、ヒアリング時には「直近3年間の決算報告書」を持参してください。
③ 現地確認	区の職員による計画予定地の現地確認を行います。
④ 事前協議	別添「事前協議提出書類一覧」のとおり書類を提出してください。

⑤ 書類審査	提出していただいた書類により、要綱の規定に基づき審査を行います。
⑥ 事業者選定	原則として書類審査から1か月以内に文書で結果を通知します。選定された場合、整備・運営に向けた協議を行います。

(2) ヒアリング

ヒアリングでは以下の確認事項について伺いますので、説明資料を用意してください。なお、提案内容によっては確認事項を追加する場合があります。

確認項目	内容
建物の概要	住所、構造、階数、面積、築年数など。
計画の概要	開設年月日、定員数、スケジュール、資金計画など。
計画地とその周辺の環境状況	最寄り駅や代替遊戯場までの距離と所要時間や、近隣の建物について。
建物の外観と内部の写真	通常の外観や内部の写真に加え、2方向避難が分かる写真。
保育所の平面図	計画段階のもので構いません。
保育内容	既存園で実施している保育や開設後に実施予定の保育など。

(3) 事業者選定

要綱に定める事前協議により審査を行います。事業提案がなされた順に審査し、事前協議の要件を満たしている提案が複数あった場合は、先に提出された事業者を選定します。

9. 応募期限

令和7年4月30日（水）17：00までとします。

10. 開設までのスケジュール

事業者選定	令和7年5月下旬
計画承認申請書類提出期限	6月上旬
計画承認	7月下旬
認可申請	令和8年2月下旬
開設	4月1日（水）

11. 施設整備・運営にあたっての助成制度等

選定事業者として決定した場合、施設を整備および運営するにあたり、以下の助成制度等を利用することができるとの予定です。ただし、予算の範囲内の額を前提とします。

(1) 施設整備

国および都の保育所整備関係補助要綱を踏まえ区が決定する「品川区認可保育所等開設等支援事業補助要綱」に基づき、施設整備費用の一部を補助する制度を利用できる予定です。この補助金は、国、都および区からの補助金であるため、各々の関連要綱等にも従っていただきます。当該事業の施設整備補助金の予算は、定員数60～70名の保育所を賃貸物件において開設することを想定としておりますが、今後補助内容の改正や見直しがあった場合には補助率や補助金額に減額等の可能性があります。なお、認可保育所廃止時には関連要綱等に基づいた財産処分の手続きがあるため留意してください。

(2) 施設運営

運営費（委託費）については、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）」による国基準の額（公定価格）に、「品川区特定保育所運営費助成要綱（令和6年品川区要綱第220号）」第3条に定める要件を満たした場合に区が加算した額を月の初日の入所児童数に応じて支払う予定です。

(3) その他

上記（1）（2）以外の助成制度については、適宜ご相談ください。

1 2. 区の乳幼児教育の理念、目指す子ども像

(1) 品川区の乳幼児教育の理念

人間尊重の精神に基づき、一人一人の子どもがよさと可能性を発揮し、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う。

(2) 品川区が目指す子ども像

- ① 健やかな体と心をもつ子ども
- ② 豊かな感性と創造性にあふれる子ども
- ③ 自分で考え行動する子ども

※参考：区では、就学前乳幼児の保育・教育の指針をまとめた「のびのび育つしながわっこ」をホームページで公開していますので、必ずご確認ください。

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kodomo/kodomo-hoyou/20181221164041.html>

1 3. その他注意事項

- ① 応募書類に虚偽があった場合は失格とします。
- ② 区が必要と認める場合は、本公募に応募した事業者の名称および提出書類等の内容を公表する場合があります（個人情報を除く）。
- ③ 区に提出された書類は、理由を問わず返却しません。
- ④ 応募に関する費用は、すべて応募する事業者の負担とします。
- ⑤ 特に配慮が必要な子どもへの対応、園庭や遊戯スペースの設置など、子どものためのより良い工夫があれば、ご提案ください。

- ⑥ 締め切り日の超過が頻発する、問い合わせ事項に対する回答がないなど、円滑な事務手続きが困難と区が判断した場合、進行中の計画および提案を取り消す場合があります。
- ⑦ 質問については、原則としてメールでお問い合わせください。

1 4. 提出・問い合わせ先

〒140-8715 東京都品川区広町 2-1-36 品川区役所第二庁舎 7 階
品川区 子ども未来部保育入園調整課 保育施策推進担当 前川
電 話：03-5742-6936（直通）
F A X：03-5742-6350
メール：hoikunyuen-shisaku@city.shinagawa.tokyo.jp